損益計算書の要旨

（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	6	経常収益	10
特別損失	0		
当期利益金	4		
合計	10	合計	10

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（平成21年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	277	流動負債	22
固定資産	2	剰余金	257
合計	279	合計	279

損益計算書の要旨

（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	152	経常収益	174
特別損失	0		
当期利益金	22		
合計	174	合計	174

4　貯金経理

貸借対照表の要旨

（平成21年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	4,400	流動負債	38,307
固定資産	35,902	剰余金	1,995
合計	40,302	合計	40,302

損益計算書の要旨

（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	510	経常収益	642
当期利益金	132		
合計	642	合計	642

5　貸付経理

貸借対照表の要旨

（平成21年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	63	流動負債	9
固定資産	3,667	固定負債	2,714
		剰余金	1,007
合計	3,730	合計	3,730

損益計算書の要旨

（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	121	経常収益	149
当期利益金	28		
合計	149	合計	149

公示送達

岡山県南広域都市計画事業西部第５地区土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代わる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による岡山県南広域都市計画事業西部第５地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成21年９月25日

岡山県南広域都市計画事業
西部第５地区土地区画整理事業
施行者　岡山市
代表者　岡山市長　髙谷　茂男

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

岡山市北区西崎本町１番16―10号
（亡）黒神　克二　相続人　黒神　信一
岡山市北区西崎本町１番16―10号
（亡）黒神　克二　相続人　黒神　哲次

2　通知書の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、本事業の換地計画において定められたあなたの関係事項については、別紙明細書のとおり換地処分します。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡山県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表するものは岡山市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に岡山市を被告として（訴訟において岡山市を代表するものは岡山市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、各筆各権利別清算金明細書は省略し、それを岡山市北区北長瀬表町三丁目19番20号の岡山市西部第５地区区画整理事務所玄関及び岡山市北区西長瀬57番４地先（当該事業仮換地５街区公園予定地）において掲示します。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十一年五月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
札幌市中央区北三条東十一丁目二二番地
株式会社建材のタイラ
代表清算人　平　良一

解散公告

当社は、平成二十一年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
茨城県笠間市旭町四六九番地一
株式会社北関東エコサービス
代表清算人　伊澤　脩

解散公告

当社は、平成二十一年八月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都杉並区久我山四丁目二三番一号
富士工機株式会社
代表清算人　安田　輝成

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都中央区銀座八丁目五番九号銀座第二誠和ビル一階
株式会社ネルフ
代表清算人　須藤　学

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十四日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都文京区本郷一丁目三三番三号
ダヴラギリ合同会社
清算人　泉部　充

解散公告

当法人は、平成二十一年九月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都中央区八重洲一丁目四番二二号
有限責任中間法人オデュッセウス
清算人　上田　正宣

解散公告

当社は、平成二十一年八月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都杉並区久我山四丁目二三番一号
富士工機株式会社
代表清算人　安田　輝成

解散公告

当社は、平成二十一年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都中央区銀座八丁目五番九号銀座第二誠和ビル一階
株式会社ネルフ
代表清算人　須藤　学

解散公告

当社は、平成二十一年九月二十四日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都文京区本郷一丁目三三番三号
ダヴラギリ合同会社
清算人　泉部　充

解散公告

当法人は、平成二十一年九月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年九月二十五日
東京都中央区八重洲一丁目四番二二号
有限責任中間法人オデュッセウス
清算人　上田　正宣